

羽総指第 141 号  
平成27年 4月21日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
管理者 様

羽曳野市総務部指導監査室長

平成27年4月からの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における評価方法について

平素は本市保健福祉行政及び介護保険事業の円滑な推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、地域密着型（介護予防）サービス基準省令及び市基準条例の改正により、平成27年4月1日から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における外部評価につきましては、事業所が自らその提供するサービスの質の評価を行い（自己評価）、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護医療連携推進会議に報告したうえで公表する仕組みとなりました。  
この度、新たな評価の仕組みについて、厚生労働省から通知が発出されましたのでお知らせしますとともに、貴事業所におかれましても基準に則って適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

【送付書類】

- ・「平成27年3月27日付け老振発第0327第4号 老老発第0327第1号各都道府県介護保険担当主管部（局）長あて厚生労働省老健局振興課長老人保健課長連名通知」  
※上記通知に示されているサービスごとの様式のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「自己評価・外部評価表（別紙1）」のみ添付しています。

<お問い合わせ先>

羽曳野市 総務部 指導監査室 事業者指定・指導担当  
Tel 072-958-1111（代） 内線1390  
Fax 072-947-3861  
E-mail [sidou-kansa@city.habikino.lg.jp](mailto:sidou-kansa@city.habikino.lg.jp)